愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業　規程

社会福祉法人　愛媛県社会福祉協議会

第１章　総則

（目的）

第１条　社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会定款第２条第５号（社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業）及び第６号（社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修並びに処遇向上に関する事業）により、民間社会福祉事業等を行う法人が実施する退職金制度の資産の管理運用の委託を受けて行う愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業（以下「共済支援事業」という。）を実施し、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

（用語の意味）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）民間社会福祉施設

社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律４５号）第２条に定める社会福祉施設のうち、国・地方公共団体以外のものが経営する施設であって、本会会長が必要と認めたもの

（２）団体

愛媛県内にある社会福祉協議会及び本会会長が必要と認めた福祉団体

（３）事業主

民間社会福祉施設及び団体を経営する法人

（４）契約者

共済支援事業委託契約を締結した事業主

（５）共済支援事業委託契約

各契約者が本会に掛金を預託することを約し、本会が各契約者から預託された総資産の中から給付金を返還することを約す契約

（６）掛金

契約者が本会に預託する金銭

（７）給付金

本会が、退職給付金等に充当するため契約者に返還する金銭

（８）退職給付金

契約者が、対象職員であった者又はその遺族に支給する一時金

（９）対象職員

契約者が経営する事業所に常時勤務する有給の職員（１年未満の期間を定めて臨時に雇用されるものを除く）のうち、就業規則・労働協約等により、退職金制度の受益者とされた者

（運営資金）
第３条　この共済支援事業の運営資金は、次に掲げる財源をもって充てる。
（１）掛金
（２）掛金から生ずる果実
（３）その他の収入
２　運営に要する費用は、年間掛金総額の３０分の２以内を充当することができる。

（会計）
第４条　この共済支援事業の会計は、本会の一般会計とする。
２　本会は、契約者から預託された資産と、その他の資産を区別して管理を行うものとする。

第２章　契約

（契約の基準）
第５条　本会がこの共済支援事業で契約できる民間社会福祉事業等を行う法人が実施する退職金制度の基準は、愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業実施規程（以下「共済支援事業実施規程」という。）により定めるものとする。

（契約の締結）
第６条　共済支援事業委託契約をしようとする事業主は、この規程を了承の上、本会に申し入れ、本会と共済支援事業委託契約を締結しなければならない。
２　共済支援事業委託契約は、当事者（本会及び事業主の代表者をいう。）間において、共済支援事業委託契約書を取り交わすことにおいて締結するものとする。

（契約の解除）
第７条　共済支援事業委託契約は、次に掲げる場合を除いては、これを解除することはできない。
（１）契約者が事業主でなくなったとき。
（２）契約者が督促納付期限２か月以内に掛金を納付しなかったとき。
（３）契約者が虚偽の申告等不正な行為を行ったとき。
（４）契約者から契約解除について、申し出があったとき。
２　共済支援事業委託契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生ずる。
３　本会は、共済支援事業委託契約解除を承認した場合は、遅滞なく当該契約者に対し、その旨を通知しなければならない。

第３章　運営委員会

（運営委員会）
第８条　本会会長は、この共済支援事業の適正な運営を期するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事項について、その承認を得なければならない。
（１）この規程及び共済支援事業実施規程の改廃
（２）適正な積立水準に関する事項
（３）その他この共済支援事業の運営に関する重要な事項で、本会会長が必要と認めた事項

２　委員会は、前項各号に掲げる事項のほか、この共済支援事業の運営に関する意見を本会会長に具申することができる。

３　第１項に掲げる事項のうち、本会理事会に付議すべき事項については、委員会の承認を得た後、全契約者に意見を聞き、契約者の３分の２以上の合意を得なければ、これを付議することができない。

（委員会の組織）
第９条　委員会は、委員１３名をもって組織する。
２　委員は、次の中から本会会長が委嘱する。
（１）民間社会福祉施設の契約者
（２）団体の契約者
（３）学識経験者
３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
４　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）
第１０条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
３　委員長は、委員会を代表するとともに委員会の議長となる。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、委員長の職務を代理する。
５　委員会は、本会会長が招集する。
６　委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
７　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第４章　雑則

（信託及び保険契約の締結・運用方針）
第１１条　本会は、この共済支援事業の円滑な運営を期するため、信託銀行との間に指定金銭信託契約及び保険会社との間に企業保険契約を締結する。
２　前項の契約による運用先・運用方針については、全契約者の意見を聞き、契約者の３分の２以上の合意を得なければならない。

（債務の範囲）
第１２条　本会が、この共済支援事業委託契約に基づき負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

（財政の再計算）
第１３条　この共済支援事業は、将来に向かって財政の均衡が保てるように財政の再検討を行うものとし、必要あると認めた場合は適正な修正を行うものとする。

（積立水準の回復計画）
第１４条　財政の再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合に本会は、積立水準の回復計画（要支給額の８０％以上の回復）を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。
２　積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、本会は、契約者に速やかに通知しなければならない。

（届出義務）
第１５条　契約者は、別に定める変更事由が生じた場合は、速やかに届出を提出しなければならない。

（審査の請求）
第１６条　この共済支援事業に関する処置について、不服のある契約者は、本会に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。
２　本会は、前項による請求があった場合は、速やかに委員会に諮問し、裁決しなければならない。

（個人情報保護に関する取扱）
第１７条　この共済支援事業における個人情報の取り扱いは、個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき、個人情報保護規程及びコンピュータ情報システム運用管理規程により取り扱う。

（その他）
第１８条　この規程のほか必要な事項については、本会会長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成１９年１２月１日から施行する。
２　愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済規程及び同施行細則は、平成１９年１１月３０日をもって廃止する。
　なお、愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済規程の施行時に契約を行った法人の契約日は、愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済契約承諾日とし、共済支援事業に引き継ぐものとする。
３　この規程は、平成２０年５月２２日から施行する。
４　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
５　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。